

木更津市情報公開・個人情報保護審査会会長 清水 幸雄 様

市民税・県民税の課税に関する事務及び地方税の収納管理に関する事務の重点項目評価書の取扱いについて（諮問）

木更津市情報基本条例（平成15年木更津市条例第2号）第18条第2号の規定により市民税・県民税の課税に関する事務及び地方税の収納管理に関する事務の重点項目評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて下記のとおり諮問します。

平成27年7月24日

木更津市長 渡辺 芳 邦



記

- 1 平成26年4月20日に特定個人情報保護委員会が定めた特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に定められた実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。
- 2 特定個人情報保護評価の内容は、指針に定められた特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められるか。